

改正後	改正前
<p>(新規検定の場所)</p> <p>第七条 新規検定は、次の各号に掲げる機械等の区分に応じ、当該各号に掲げる場所において行う。ただし、第一号に掲げる機械等の新規検定は、現品の運搬が著しく困難である場合その他特別の事情がある場合には、新規検定申請者の希望する場所において行うことができる。</p> <p>一 令第十四条の二第三号から第六号まで及び第九号から第十四号までに掲げる機械等 型式検定実施者の所在する場所</p> <p>二 (略)</p> <p>(型式検定合格証の有効期間)</p> <p>第十条 法第四十四条の三第一項に規定する有効期間は、次の各号に掲げる機械等に係る型式ごとに、当該各号に定める期間とする。ただし、当該型式検定合格証に係る型式検定(当該型式検定合格証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る法第四十四条の三第二項の規定による型式検定(以下「更新検定」という。))の基準となつた第八条第一項第一号の規格について変更が行われた場合は、当該規格が当該型式検定の基準として効力を有することとされる間に限る。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 令第十四条の二第五号、第六号、第十三号及び第十四号に掲げる機械等 五年</p> <p>(型式検定合格標章)</p> <p>第十四条 法第四十四条の二第五項の規定による表示は、当該型式検定に合格した型式の機械等の見やすい箇所(次の各号に掲げる機械等にあつては、当該各号に定める部分ごと)にそれぞれの見や</p>	<p>(新規検定の場所)</p> <p>第七条 新規検定は、次の各号に掲げる機械等の区分に応じ、当該各号に掲げる場所において行う。ただし、第一号に掲げる機械等の新規検定は、現品の運搬が著しく困難である場合その他特別の事情がある場合には、新規検定申請者の希望する場所において行うことができる。</p> <p>一 令第十四条の二第三号から第六号まで及び第九号から第十三号までに掲げる機械等 型式検定実施者の所在する場所</p> <p>二 (略)</p> <p>(型式検定合格証の有効期間)</p> <p>第十条 法第四十四条の三第一項に規定する有効期間は、次の各号に掲げる機械等に係る型式ごとに、当該各号に定める期間とする。ただし、当該型式検定合格証に係る型式検定(当該型式検定合格証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る法第四十四条の三第二項の規定による型式検定(以下「更新検定」という。))の基準となつた第八条第一項第一号の規格について変更が行われた場合は、当該規格が当該型式検定の基準として効力を有することとされる間に限る。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 令第十四条の二第五号、第六号及び第十三号に掲げる機械等 五年</p> <p>(型式検定合格標章)</p> <p>第十四条 法第四十四条の二第五項の規定による表示は、当該型式検定に合格した型式の機械等の見やすい箇所(次の各号に掲げる機械等にあつては、当該各号に定める部分ごと)にそれぞれの見や</p>

別表第二（第八条関係）		
種 類	（略）	令第十四条の二第三号に掲げる機械等
設 備	（略）	一 漏れ率試験設備 二 騒音試験設備 三 吸収缶の気密試験設備 四 除毒能力試験設備 五 公称稼働時間試験設備 六 防じん機能を有するものにあつては、粒子捕集効率測定設備 七 面体を有するものにあつては、内圧試験設備 八 面体を有するものにあつては、通気抵抗試験設備 九 面体を有するものにあつては、排気弁の作動気密試験設備 十 面体を有するものにあつては、二酸化炭素濃度上昇値試験設備 十一 フード又はフェイスシールドを有するものにあつては、最低必要風量試験設備
		排気弁及び弁座（排気弁を有するものに限る。）
		三

別表第二（第八条関係）		
種 類	（略）	令第十四条の二第三号に掲げる機械等
設 備	（略）	（新設）
		（新設）
		（新設）

別表第三（第八条関係）

種 類	資 格
令第十四条の二第十 三号に掲げる機械等 (略)	(略) 一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後五年以上防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの 三 八年以上防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有する者
令第十四条の二第十 四号に掲げる機械等	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上防毒機能を有する電動ファン

別表第三（第八条関係）

種 類	資 格
令第十四条の二第十 三号に掲げる機械等 (略)	(略) 一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後五年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの 三 八年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有する者
(新設)	(新設)

付き呼吸用保護具の研究、設計、工
作、検査又は型式検定の業務に従事
した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校又は中
等教育学校において理科系統の正規
の学科を修めて卒業した者で、その
後五年以上防毒機能を有する電動フ
ァン付き呼吸用保護具の研究、設計
、工作、検査又は型式検定の業務に
従事した経験を有するもの

三 八年以上防毒機能を有する電動フ
ァン付き呼吸用保護具の研究、設計
、工作、検査又は型式検定の業務に
従事した経験を有する者